

鳥取市



SQのあるまち

記者発表資料

令和8年1月16日

担当課 (担当)	まちなか未来創造課 (河上・平井)
電話	30-8331(内線 7631)

「都市再生推進法人制度」の導入及び公募開始について

本市では第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画に基づき、「誰もが豊かに暮らせるまち」、「交流による活気のあるまち」といった基本方針のもとに中心市街地の活性化を推進しています。また、令和6年には鳥取駅周辺再生基本計画を策定し、市民がワクワクする鳥取駅周辺の再生に向けて検討を進めているところです。

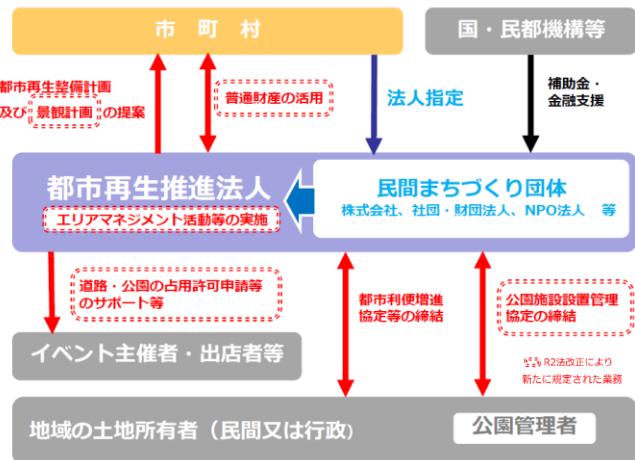
そのような中、まちなかの活性化や駅周辺の再生等を官民連携により進めていくことを目的として、都市再生特別措置法（以下「法」という。）に基づく「都市再生推進法人制度」を本市中心市街地に導入することとし、本日より公募を開始します。

1 制度概要

本制度は、法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として市町村が指定するものです。市町村は、民間まちづくり団体等からの申請を受け、審査のうえ、まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担い得ると認められる団体を都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）に指定できます。

なお、申請できる法人は以下の通りです。

- ・一般社団法人（公益社団法人を含む）
- ・一般財団法人（公益財団法人を含む）
- ・特定非営利活動法人（NPO 法人）
- ・まちづくり会社（まちづくりの推進を図ることを目的として設立される公共性が高い会社）



2 推進法人の役割

推進法人は、市町村や民間デベロッパー等では十分に果たすことができない、まちづくりのコーディネーター及びまちづくり活動の推進主体としての役割を果たすことが期待されます。また推進法人は、国等の各種補助・融資・税制特例等を活用しながら、空き家・空き店舗の利活用等の事業が実施できるようになります。

3 申請方法等

申請方法等必要な手続きについては、本市ウェブサイトにてご案内しています。